

地方独立行政法人広島市立病院機構保育室管理規程

平成26年4月1日
規程第27号

(この規程の趣旨)

第1条 地方独立行政法人広島市立病院機構の職員（以下「職員」という。）に利用させる保育室の管理に関しては、別に定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。なお、広島市立北部医療センター安佐市民病院の保育室については、「事業所内保育施設の共同利用に関する協定書」による。

(定義)

第2条 この規程において「保育室」とは、職員が保護者である乳児又は幼児で保育所等への委託保育が困難なもの（以下「乳幼児」という。）を保育するために、広島市立広島市民病院に設置される保育室をいい、その名称は広島市立広島市民病院保育室とする。

2 この規程において「常時利用者」とは、職務に従事するため、乳幼児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児に限る。）に関し、保育室に第3条に定める院内保育（以下この条において「院内保育」という。）を委託しようとする職員であって、第4条第1項に規定する承認を受けたものをいう。

3 この規程において「一時利用者」とは、次の各号のいずれかに該当し、保育室に一時的に院内保育を委託しようとする職員であって、第4条第2項に規定する承認を受けたものをいう。

(1) 職務に従事するため、やむを得ない事業により、常時利用者が既に院内保育を委託している乳幼児の兄姉である幼児（満3歳に達する日以後最初の4月1日から小学校就学の始期に達する日までの間にあるものに限る。）に関し、夜間保育（第3条に規定する夜間保育に限る。）を一時的に委託する必要があるもの

(2) 職務に従事するため、保育所等への委託保育の利用または家族による監護等が困難である日または時間において、乳幼児（小学校就学の始期に達する日までの間にあるものに限る。）に関し、夜間保育（第3条に規定する夜間保育に限る。）を一時的に委託する必要があるもの

(保育の種類等)

第3条 保育室の行う保育（以下「院内保育」という。）の種類並びにその院内保育

の種類ごとの院内保育を行う日（以下この条において「実施日」という。）及び院内保育を行う時間（以下この条において「保育時間」という。）は、次の表のとおりとする。

院内保育の種類	実施日	保育時間
通常保育	年中無休	午前 7 時から午後 6 時まで
延長保育	年中無休	午後 6 時から午後 8 時 30 分まで
夜間保育	理事長が別に定める日	午後 3 時から翌日午前 10 時まで
病児保育	年中無休	午前 7 時から午後 6 時まで

2 前項の規定に関わらず、利用予定者の不存在その他やむを得ない事情がある場合は、実施日を変更し又は保育時間を伸縮することがある。

（受託の承認）

第4条 乳幼児に関し、常時利用者として、保育室に院内保育を委託しようとする職員は、別記第1号様式による保育委託申請書を、委託を開始しようとする日の属する月の前日20日までに病院長に提出し、その受託の承認を受けなければならない。

2 乳幼児に関し、一次利用者として、保育室に院内保育を委託しようとする職員は、別記第2号様式による保育委託申請書を、院内保育を希望する日の属する月の前日20日までに病院長に提出し、その受託の承認を受けなければならない。

3 病院長は、第1項又は前項による受託の申請があった場合において、乳幼児が次の各号の一に該当するときは、これを承認しないものとする。

- (1) 身体虚弱、精神障害等のため院内保育が困難と認められるとき。
- (2) 感染性疾患にかかっているとき。
- (3) その他他の保育乳幼児に害を及ぼすおそれがあると認められるとき。

4 病院長は、第1項又は第2項による受託の申請があった場合において、これを承認する場合は、別記第3号様式による保育受託承認書を交付するものとする。

5 前項の規定に基づき、院内保育の承認を受けた職員のうち、保育期間の延長を希望するものは、別記第4号様式による保育委託延長申請書を病院長に提出し、その受託の承認を受けなければならない。

（保育室の定員）

第5条 保育室の定員は、次のとおりとする。

- (1) 通常保育、延長保育及び夜間保育に係る定員 50人

(2) 病児保育に係る定員 2人

(保育料)

第6条 常時利用者及び一時利用者は、保育料を支払わなければならない。

2 常時利用者に係る前項の保育料は、乳幼児1人当たり月額22,000円とする。ただし、月の中途において院内保育を委託し、又は委託を解除（受託許可を取り消された場合を含む。）した常時利用者であって、当該月の院内保育を委託した日数が20日に満たないものに係る当該月の保育料は、日額1,100円の日割計算とする。

3 前項の規定に関わらず、常時利用者のうち、その者の子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）全員に係る次に掲げる額の合計額が著しく高額であると理事長が認めるものの子（院内保育を受けている子に限る。）に係る保育料については、理事長が別に定める。

(1) 前項の規定を適用したとしたならば負担することになる保育料の額

(2) 次条の規定により負担すべき額

(3) 広島市保育の実施に関する条例（昭和62年広島市規則第29号）第7条の規定により負担すべき保育料の額

4 一時利用者に係る第1項の保育料は、日額1,100円の日割計算とする。

5 保育料は、利用月の翌月末日（月の中途で保育の委託を解除するとき又は受託承認を取り消されたときは、当該解除する日又は取り消された日の翌日）までに支払わなければならない。

(乳幼児の食費等の負担)

第7条 次の各号に掲げるものは、常時利用者及び一時利用者が負担するものとする。

(1) 食事、ミルク及びおやつ

(2) おむつその他保護者負担が適当と思われるもの

(受託承認の取消)

第8条 病院長は、保護者がこの規程に違反したとき、又は第4条第3項に規定する事態が発生したときは、院内保育の受託承認を取り消すものとする。

(運営委員会の設置)

第9条 病院長の諮問に応じ、保育室の運営に関する重要な事項を審議するため、保育室運営委員会（次項において「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及びその運営に関し必要な事項は、別に定める。

(利用者の履行すべき事項)

第10条 常時利用者及び一時利用者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 院内保育に関しては、保育室の職員の指示に従うこと。
- (2) 乳幼児が健康でないと認められるときは、すみやかに医師の診断を受けさせること。
- (3) 乳幼児の身体、着衣等を常に清潔に保つように留意すること。
- (4) 院内保育を休ませるときは、あらかじめ保育室の職員に届け出ること。

(委託の解除)

第11条 常時利用者及び一時利用者は、院内保育の委託を解除しようとするときは、すみやかに別記第5号様式による保育委託解除届を病院長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前において、広島市病院事業局保育室管理規程（昭和47年社会保険広島市民病院規程第1号）の規定によりした手続その他の行為は、この規程の相当規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月30日規程第7号）

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第4条第1項の規定により受託の承認を受けたもののうち、職務に従事していないものについては、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間にあっては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月28日規程第34号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。